

奈良県告示第百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和元年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
前田 顕利	まえだはり・きゅう治療院 高市郡高取町大字市尾一二〇 五―二	令和元年五月十五日
仲島 大祐	テラス整骨院 桜井市大字芝七五九―四 モ リイビル一〇一	令和元年六月五日